相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市柳沢七七八番地、最後の住所静岡県駿東郡清水町久米田四七番地
被相続人　亡　小野　政子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号　Mビル一階　はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区中二十町四番地七、最後の住所島根県浜田市港町二九三番地二
被相続人　亡　前元　澄子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
島根県益田市乙吉町イ三四二番地一　第一ビル二〇九号　羽柴法律事務所
相続財産管理人　弁護士　羽柴　貴宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区門田本町三丁目六三二番地、最後の住所岡山市北区富町二丁目一五番二一号
被相続人　亡　石田　勇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
事務所　広島県安芸郡府中町柳ヶ丘三七番一八号
相続財産管理人　司法書士法人水野合同事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字小野田六二二八番地、最後の住所山口県山陽小野田市住吉本町二丁目四番五号　被相続人　亡　鳥野　淳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
山口県宇部市松島町一八番一〇号太陽生命ビル四階　近本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近本佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡いの町小野四九番地、最後の住所高知県土佐市新居二七四番地一　白菊園病院　被相続人　亡　西内　富秋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
高知県土佐市高岡町乙二一三番地一
相続財産管理人　小松　弘知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字鍋島九〇五番地、最後の住所大分県中津市大字鍋島九三九番地
被相続人　亡　前**原**　清人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
大分県中津市大字諸田四七一番地二
相続財産管理人　司法書士　奥塚　英一

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。
一、名称　有限会社西武葬儀社
二、代表者の氏名　吉川　洋
三、主たる営業所の所在地　東京都練馬区南大泉三丁目三一番二四号
その他の営業所の名称及び所在地　大泉学園町営業所　東京都練馬区大泉学園町四丁目二二番六号
四、許可年月日　昭和四十九年九月二十六日
五、許可失効年月日　平成二十七年九月十八日
六、営業保証金等の金額
①　営業保証金　金二十万円
②　前受業務保証金　金二千三百十六万五十円
七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。
平成二十八年一月二十一日
東京都練馬区南大泉三丁目三一番二四号
有限会社西武葬儀社
代表取締役　吉川　洋

債権申出の公告

当社は、平成二十四年一月十日付で会社法第四七一条第五号の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年十月二十一日旭川地方裁判所留萌支部（平成二十七年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。
当社に債権を有する方及び当社の株主である方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
北海道留萌市開運町二丁目七番一号
三井観光株式会社
代表清算人　弁護士　万字　達
連絡先　北海道旭川市四条通九丁目一七〇三番地旭川北洋ビル四階弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所旭川オフィス

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十一月二日確定給付企業年金法第一〇二条第六項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年一月二十一日
埼玉県春日部市大場九九一
武蔵産業株式会社確定給付企業年金
清算人　山崎　清隆

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年一月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は株式会社電通規約型確定給付企業年金が承継しております。
平成二十八年一月二十一日
東京都中央区銀座七丁目四番一七号
電通企業年金基金
清算人　村井　伸

第28期決算公告

平成28年1月21日
東京都北区赤羽二丁目44番3号
株式会社帝栄高橋工業
代表取締役　髙橋　篤史

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	42,696
	固定資産	3,598
	合計	46,294
負債及び純資産の部	流動負債	58,156
	固定負債	24,995
	負債合計	△36,856
	株主資本	5,000
	利益剰余金	△41,856
	その他利益剰余金	△41,856
	（うち当期純損失）	(6,448)
	合計	46,294